

2014.10.2決算・行政評価特別委員会

議会での発言	日時	実状概要	実状
<p>平成25年の10月、11月くらいに、土曜日だったか日曜日だったか、うちの社員を30人動員して、駅でずっと張っていて、どこへ帰るかよく見ろと、数えろと言ったのです。そうしたら、100人くらい数えて80人くらいが東京方面に帰るのです。ざっとですけども、20人くらいは大宮方面へ帰る人もいましたね。どこから来たのと言うと、東京方面に帰る人はみんな赤羽だとか神奈川という人もいました。恐らく正確に答えられない人もいるから、わからないけれども、6割から7割が明らかに市外だ。北へ帰る人も市内の人は大歓迎なのだけれども、申しわけないけれども、熊谷とか群馬、栃木と言われたのでは、それはどうしたのという話になってしまう。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>市民の利用者が多数を占めている。</p>	<p>指摘されている2013年(平成25年)の10月・11月にテーブルを予約利用した団体(613団体)について予約時の記録を確認したところ、予約者の電話番号の市外局番と登録された連絡先の人の住所は、89%が市内在住者であった。同時期の印刷の申込みも同様に、全印刷機材利用者(863団体・人)について連絡先電話番号の局番や当該団体の連絡先について調べると89%が市内在住者であった。また、今年度9月に3日間にわたって実際にテーブルを使っている人全員にアンケート調査をしたところ(全274回答)、市内から来ている人が68%であった。</p>
<p>(さいたまNPOセンターの)役員で市内の人は何人くらいいますか。理事が何人いて、市内の在住者が何人ですか。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>半数近くが市内在住。</p>	<p>2015年度の理事15人中、7名が市内在住者。なお監事2名はいずれもさいたま市在住。</p>
<p>この間などは登山の格好をしてみんなで来て、何だかみんな長野のほうへ行ったよ。よくわからないけれども。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>山登の団体が利用団体だった可能性はあるが長野に行くということと市民とは関係ない。</p>	<p>登山を活動目的とする利用団体がある(2015年10月12日現在、9団体。うち7団体は連絡先がさいたま市内)ので、その団体が登山の格好をしていて、集会後に登山に行くことは、サポートセンターの利用目的として問題となる行動だと考えていない。なお、山登りの対象地がさいたま市外であっても、そのための計画等を、さいたま市在勤・在住者等が、主にさいたま市内でおこなうならば、市内での活動と見なしている。</p>
<p>要件を緩和して、少なくともいろいろな方が参加できる。今のままでは安い方がいいよ。安く管理している人のほうがいいよ。勝手にやっているのだから。あんな人要らないよ。と思いますね。私は減多にそういうおかしいなどは余り言わないのだけれども、あれはおかしいよ、本当に。だから、少し考えてもらいたいと思います。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>要件は緩和された</p>	<p>2015年6月5日の要領改訂により、指定管理者の応募資格を市民活動団体に限る規定は削除された。</p>

作成:NPO法人さいたまNPOセンター

2015年10月18日

2015.6.15定例会

議会での発言	日時	実状概要	実状
登録した団体が優先的に使えるエリア、それで地域団体が使えるエリア、両方が混在して使えるエリアと分かれている	2015.6.15 定例会	地域団体と登録団体とを区別することはない。	サポートセンターのラウンジは大きく市民活動専用スペースと、市民活動優先スペースにわけている。優先スペースは市民活動以外の利用でも空いていれば利用可能とするスペースで、主に訪れた親子連れや学習する学生たちが利用している。一方、市民活動専用スペースは、登録した団体が1週間前に予約利用できるエリアと、それ以外のエリアに分けている。 しかし、地域団体は登録団体になることが可能(区別していない)なため、地域団体が使えるエリアというのではない。
地元の自治会があそこがあいているから使わせてくださいと言うと、そこはNPO専用ですから、あなたたちはだめだと言われる	2015.6.15 定例会	自治会の利用を断ることはない。	自治会だからということで利用を断ることはない。じっさい、2015年3月31日現在、自治会が33登録している。その中には、たとえば、浦和区の東仲町自治会や、常盤4丁目自治会、本太1丁目・2丁目・5丁目自治会などがある。そもそもNPO専用という区切りはなく、法人格をもっていない市民団体の登録の方が多い(2015年10月12日現在、全登録1727団体中、NPO法人は211)。
未確認なのだけでも、例えば我々議会の政務活動費を情報公開して、資料を持って行って、あそこでコピーしている人たちがいる	2015.6.15 定例会	いるかもしれないがわからない	どのような印刷物をつくっているかの事前チェックはしていないため、わからないのが現状(ただし、狭義の政治活動や宗教活動、営利活動などでの利用は不可と告知し、利用前にサインを求めている)。なお、地方議員の情報公開を求める活動は、NPO法20分野「まちづくり推進活動」や「人権擁護」「地域安全活動」などのために行われることがあり、それらのためであれば印刷室の使用を断ることはない。
(原発県民投票グループは)県議会議長にまで陳情を出した団体ですよ、これは。明らかに政治活動ではないのか。	2015.6.15 定例会	陳情をすること＝政治活動ととらえていない	政治活動は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的」とするか、選挙にかかわる活動としてのみとらえている。陳情をすること＝政治活動として利用を制限すると、多くの市民団体の利用ができないことになる。
もっと問題だと思うのは、捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会、これ登録されていますか。…登録している団体しか使えないところでパネル展やっている。	2015.6.15 定例会	当該団体は、登録団体にパネルを「貸し出して」いる	当該団体のブログ(http://true-history.jugem.jp/?cid=3)にて、「パネル展」一覧となっているが、「当会は、慰安婦問題を検証する展示会を行いたいという個人・団体に対して展示パネルを無料で貸出し致します」としており(http://true-history.jugem.jp/?cid=6)、サポートセンター登録団体の「生き証人プロジェクト」に貸し出しているのが実態である。

2015.10決算・行政評価特別委員会

議会での発言	日時	実状概要	実状
<p>原発埼玉県民投票準備会、これは埼玉県議会に対して住民投票、県民投票を求める請願を提出しています。……県議会に請願を出すということが政治活動ではありませんか？</p>	<p>2015.10.5 決算・行政 評価</p>	<p>請願を出すこと ＝政治活動とと らえていない</p>	<p>具体的な施策(本件では県民投票の実施)について請願を議会に向けて出すことは、施策の実現のための行為であり、政党活動や政治上の主義を推進・支持または反対することを目的とする活動ではない、ととらえている。 もし、請願をしたことをもって、サポートセンターの利用制限にあたる「政治活動」とするならば、平成24年1月議会で請願5として「自治会活動の支援の拡充を求める請願」を出した自治会も登録団体とできなくなってしまう。</p>
<p>埼玉県民投票、原発の準備会、これは県議会に請願書を提出されますよね。正式な抗議が自民党県議団からさいたま市議団にありましたよ。おたくの市は何やってるのと。本拠地がサポートセンターだから、請願者の。いまだに登録されている。</p>	<p>2015.10.9 決算・行政 評価</p>	<p>本拠地が登録 住所という意味 なら間違い</p>	<p>原発埼玉県民投票準備会が、署名活動の打合せ等のために(ロッカー、テーブル)、あるいは署名の送付先として(メールボックス)、サポートセンターを利用していたことは事実である。しかし、その登録届け時の所在地は、サポートセンター以外(さいたま市浦和区)となっている。同会のホームページに記載されている会則においても、サポートセンターの名はいっさいない。</p>

注記:議員発言は、中継を聞いて書き起こしたものであり、本人校正前のもの。

2015.10本会議

議会での発言	日時	実状概要	実状
原発埼玉県民投票準備会。問題視しているのは、メールアドレスを使って署名を集めたことだ。メールアドレスがパンクして、他の団体が使えなくなった。そこが問題だ。	2015.10.15 本会議	メールアドレスには余裕がある	メールアドレスは312あり、まだ利用されていないものも多く、余裕がある。じっさい、原発埼玉県民投票準備会が署名集めをしていた15年1月10日現在のメールアドレス利用数は100で212余っていた。当該団体は、署名の宛先であるため1か所のみ利用。ちなみに、2015年10月15日現在のメールアドレス利用数は94。
サポートセンターには3つのエリアがある。誰でも自由に使えるエリア、登録団体でないと使えないエリア、もうひとつは登録団体でなくても空いていれば使えるエリア	2015.10.15 本会議	登録団体でないと使えないエリアは存在しない	サポートセンターのラウンジは大きく市民活動専用スペースと、市民活動優先スペースに分けている。優先スペースは市民活動以外の利用でも空いていれば利用可能とするスペースで、主に訪れた親子連れや学習する学生たちが利用している。一方、市民活動専用スペースは、登録した団体が1週間前に予約利用できるエリアと、それ以外のエリアに分けている。登録団体でないと使えないエリアはない。

注記：議員発言は、中継を聞いて書き起こしたものであり、本人校正前のもの。